

2024-2026 年度課題別研修「海図作製技術—航行安全・防災のために—  
(国際認定資格B級)」に係る参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下、「JICA 東京」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた水路測量や海図の責任機関（水路部、港湾局、海事局等）に勤務する水路測量技師に対し、海図作製及び海洋情報の収集・活用能力の向上を目的とし、必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、一般財団法人日本水路協会（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

本研修は、研修参加者が、海図製作技術を習得することで水路測量国際認定資格 B 級を取得し、作成された海図情報の活用法を理解する能力が養成され、海図製作及び海洋情報の収集・活用能力が向上することを目標としています。研修内容は海図製作に必要な理論、実務、海図データの利活用、港湾実習、製図実習、乗船実習等で構成されます。そのため本研修の受託機関は、本分野情報と実務に精通し、かつ講師等との円滑な調整能力や豊富な研修実施経験を有する団体が望まれます。

特定者は、1971 年 3 月に設立され、海洋調査技術に関する調査研究、海洋調査技術者の養成・検定、海洋データ・情報の研究、水路参図誌・航海用電子参考図の刊行、海洋情報の提供等を実施するなど、海洋に関する豊富な知見を有しています。また、本研修の主要協力機関でもある海上保安庁海洋情報部や関係諸国水路部と協力し、国際セミナーやワークショップを開催するなど、水路測量や海図作製分野に関する様々な国際協力活動に積極的に参画しています。加えて、海洋調査技術者の養成・検定も行っており、「水路測量技術者研修」や「水路測量技術検定試験」を毎年実施し、民間測量調査技術者の人材育成に寄与しています。

特定者は、上述したような広範且つ多様な事業を行っており、世界の水路業務分野における最新の動向を把握していることに加え、経験豊かな講師陣とのネットワークや効率的且つ効果的な人材育成研修の実施に必要な技術や運営のノウハウを有しています。

このことから、特定者は以下の「2 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

## 1 業務内容

- (1) 業務名：2024-2026 年度課題別研修「海図作製技術—航行安全・防災のために—（国際認定資格B級）」に係る研修委託契約
- (2) 案件概要：別紙2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間（2024年度）：2024年7月中旬～2024年12月下旬（予定）
- (4) 契約履行期間（2024年度）：2024年6月中旬～2025年2月下旬（予定）  
※2025年度、2026年度の実施時期未定。契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

## 2 応募資格

- (1) 基本的要件：
  - 1) 公示日において、令和04・05・06年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
  - 2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
  - 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
    - ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
    - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
  - 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

    - ア. 提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
    - イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

- ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
  - エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
  - オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
  - カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
  - キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
  - ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。
- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。
- （中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）
- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
  - イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
  - ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
  - エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

(2) その他の要件：

- 1) 案件受託上の条件として、2024年度案件を第1回目として受託し、2026年度まで計3回、本案件を受託可能であること。なお、2024年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2026年度案件まで継続契約を行う予定です（ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度毎に、業務量、価格等について見直しを行なったうえで締結します。
- 2) 業務を統括するための総括責任者を選任し、機構担当者および関係機関等と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築できること。

### 3 手続きのスケジュール

|                           |       |  |
|---------------------------|-------|--|
| (1) 参加意思<br>確認書の提出        | 提出期間  | 2024年4月18日（木）17：00まで   |
|                           | 提出場所  | JICA 東京 経済基盤開発・環境課   |
|                           | 提出書類  | ・ 参加意思確認書（別紙3）<br>・ 応募要件に該当する全省庁統一資格を有していない者は、参加意思確認書に記載の提出資料一式（写し可） |
|                           | 提出方法  | メール  |
| (2) 審査結果<br>の通知           | 通知日   | 2024年4月25日（木）  |
|                           | 通知方法  | メール  |
| (3) 審査結果<br>についての理由<br>請求 | 請求場所  | JICA 東京 経済基盤開発・環境課   |
|                           | 請求方法  | メール<br>※下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、(4)に記載のメールアドレスへ締切日必着で送信すること。         |
|                           | 請求締切日 | 2024年5月2日（木）   |
|                           | 回答予定日 | 2024年5月9日（木）   |
|                           | 回答方法  | メール  |
| (4) 提出先・<br>メールアドレス       |       | JICA 東京 経済基盤開発・環境課<br>(担当：近藤)  |

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | 電話：03-3485-7659<br>メールアドレス：ticttee@jica.go.jp |
|--|--|---|

#### 【メール送信の際の留意点】

- ・メールの受信制限があるところ、送付メールの容量は 30MB 以下としてください。
- ・データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書（別紙 3）の PDF データを受領後 1 営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）の URL と、同 URL にログインするための ID、パスワード JICA 東京から連絡します。同サイトに提出すべき書類を格納した後は、必ず JICA 東京担当者にメールにて一報下さい。
- ・上記大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）が利用できない場合は、郵送又は持参ください。
- ・JICA 東京では、受信内容を確認の上、24 時間以内に（土・日・祝日をはさむ場合は翌営業日の 17 時まで）受信確認メールを送付します。万一連絡がない場合は、JICA 東京担当者へ問い合わせください。メール提出時刻から 24 時間以内の問い合わせは原則受けませんので、早期の提出を推奨します。

#### 4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記 3（3）を参照ください。）
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。

(11) 共同企業体：共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体を構成する社、又は代表者及び構成員全員が、上記2(1)(2)の応募資格を満たす必要があります。共同企業体を結成する場合は、「共同企業体結成届」(様式はありません。)を作成し、「参加意思確認書」に添付してください。結成届への代表者印及び構成員すべての社の社印は省略可とします

以 上

2024-2026 年度課題別研修「海図作製技術—航行安全・防災のために—  
(国際認定資格B級)」研修委託契約 業務概要

以下の記載は、2024 年度に係るものである。2025 年度、2026 年度については、別紙1「業務仕様書」2. 応募資格(2) その他の要件1) を参照。

1. 研修コース概要

(1) 研修コース名：

課題別研修「海図作製技術—航行安全・防災のために— (国際認定資格B級)」

(2) 技術研修期間(予定)：【来日研修】2024年7月中旬～2024年12月下旬

(3) 研修員(予定)

1) 定員：8名

2) 研修対象国：カンボジア、ベトナム、モザンビーク、フィリピン、インドネシア、マダガスカル

3) 研修対象組織：水路測量もしくは海図作製を担う政府機関(海図作製機関、港湾局、海事局など)

4) 対象者：

① 上記組織に所属する水路測量技師

② 高等専門学校または同等の教育機関を卒業し、水路測量に関する業務経験が2年以上ある者

③ 高等専門学校または同等の教育機関で、数学および物理学を2年間履修し単位を取得している者

④ 心身共に健康で、研修生活を支障なく送ることが出来る者

⑤ 十分な英語力がある者

(4) 研修使用言語：英語

(5) 研修の背景・目的：

海図は海上交通の安全を確保し海上貿易を成長させるために重要な社会基盤であるのみならず、津波や油流出等の大規模災害などに係る防災や海洋の環境保全の施策立案にも不可欠である。しかし、開発途上国においては、人材不足が一因で海図整備が未だ不十分であり、海図作製及び海洋情報の収集・活用能力の向上を目的として、本コースを実施する。本コースを履修するこ

とで、海図作製に関する国際資格である水路測量国際認定 B 級が取得できる。

(6) 案件目標 :

海図作製技術を習得することで水路測量国際認定 B 級が取得し、作成された海図情報の活用法を理解する。

(7) 単元目標 (アウトプット) :

- 1) 海図作製に必要な基礎理論・各種測量技術・作図法を理解する。
- 2) 海図作製に必要な現地でのデータ収集が出来るようになる。
- 3) 収集されたデータより海図を作製する元となる測量原図が作製できるようになる。
- 4) GIS 等のツールを使用した海図データの活用方法を理解する。

(8) 研修内容

1) 事前活動

カントリーレポートの提出

2) 本邦研修期間

以下の内容の講義、実習、視察、討論を行う。

- ① 海図作製に必要な理論的基盤となる講義 (測地学、潮汐、海洋気象等)
- ② 海図作製の実務に関する講義 (原点測量、GNSS 測量、写真測量等)
- ③ 海図データの利活用に関する講義 (GIS、海洋法、海洋政策、航海学等)
- ④ 港湾実習 (海図作製に必要な水深データ等の収集)
- ⑤ 製図実習 (港湾実習で収集された水深データ等を元に原図を作成)
- ⑥ 乗船実習 (測量船による海洋実習)
- ⑦ 研修旅行 (技術、測量、海図、地震・津波防災等の関係機関や施設等の見学)

3) 当機構が実施するプログラム

・ 集合ブリーフィング

来日時事務手続き、滞在諸手当の支給手続き等についての説明を、通常来日の翌日に実施する。

## 2. 委託業務の内容

(1) 契約履行期間 (予定)

2024 年 6 月中旬～2025 年 2 月下旬

(この期間には、事前準備・事後整理期間を含みます)

## (2) 業務の詳細

- 1) 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- 2) 講師・見学先・実習先の選定
- 3) 講義依頼、講師派遣等依頼及び教材作成依頼文書の作成・発信
- 4) 教材の複製や翻訳についての適法利用の確認
- 5) 講師・見学先への連絡・確認
- 6) JICA、省庁、他関係先等との調整・確認
- 7) 講義室・会場等の手配
- 8) 使用資機材の手配
- 9) テキストの選定と準備（翻訳・印刷業務含む）
- 10) 講師への参考資料（テキスト等）の送付
- 11) 講師からの原稿等の取付、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告
- 12) 講師・見学先への手配結果の報告
- 13) 研修監理員との連絡調整
- 14) プログラム・オリエンテーションの実施
- 15) 研修員の技術レベルの把握
- 16) 研修員作成の技術レポート等の作成指導、評価
- 17) 研修員からの技術的質問への回答
- 18) 研修旅行同行依頼文書の作成・発信
- 19) 評価会、技術討論会（各種レポート発表会含む）の準備、出席
- 20) 閉講式実施補佐
- 21) 研修監理員からの報告聴取
- 22) 講義・見学謝金支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き
- 23) 業務完了報告書作成、経費精算報告書作成
- 24) 関係機関への礼状の準備・発信、資材資料返却

(注) 上記業務内容は予定段階のもので、詳細については変更される可能性もあります。

## 3. 留意事項

- (1) 当機構は、本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を1名配置予定です。研修監理員は、JICA が実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICA は登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コースの特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（準委任契

- 約)。
- (2) 研修員及び同行者（上限1名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、当機構が別途委託している旅行会社が手配を行います。
  - (3) 本業務概要は予定段階のものであるので、詳細については変更となる可能性があります。
  - (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイドライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\\_japan/guideline.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html)

以 上